

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及び
サービス付き高齢者向け住宅における事故報告取扱基準

1 市に報告すべき事故

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下「老人ホーム等」という。）において、入所者又は入居者（以下「入居者等」という。）に対するサービスの提供（介護保険適用サービスを除く。以下「提供サービス」という。）により事故が発生した場合には、当該老人ホーム等の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、速やかに入居者等の家族及び関係者等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、その事故が賠償すべき事故である場合には速やかに損害賠償を行うこと。

あわせて、事故の種別が次のいずれかに該当するときは、事業者側の責任や過失の有無を問わず、事故として遅滞なく市の担当課へ報告書を提出すること。

なお、養護老人ホームで発生した事故で、本市以外の市区町村の措置による入所者に係る事故については、当該市区町村へも報告すること。

（１）提供サービスによる、入居者等の怪我・誤嚥・異食の発生

入居者等の生命・身体等に実害があり、医療機関で受診した場合。（受診の結果、異常がなかった場合も含む。）

※職員が同行した外出時（送迎を含む）の事故も含む。

※報告対象に該当するか不明の場合は、種別により担当課へ問い合わせること。

（２）死亡事故

事故が原因により死亡した場合又は、原因に関わらず、死亡後に相当期間が経過した後
に発見した場合。

※医師の診断により、明らかに病気が原因であった死亡の場合は報告対象外とする。

（３）失踪

入居者等の所在が不明となった場合。

※老人ホーム等内・併設施設内で見つかった場合は報告対象外とする。

（４）感染症・食中毒

法令により保健所等へ通報が義務付けられている感染症及び食中毒の発生が認められた
場合。

(5) 法令違反等

職員（従業者）の法令違反又は不祥事（入居者等からの預かり金の横領，入居者等に対する虐待行為，個人情報等の紛失や漏洩など）が発生し，提供サービスに影響がある場合。

(6) 老人ホーム等の損傷等

老人ホーム等における火災事故，地震等の自然災害による住宅の滅失，損傷等により，入居者等の生活に影響がある場合。

(7) その他，市長が報告することを必要と認める事故

2 報告の手順等

(1) 事業者は，**事故発生後3日以内**に，第一報として所定の様式により報告すること。ただし，当該事故が重大なものである場合は，まず，電話等によりその概要を報告すること。

(2) 第二報は，**事故発生日より1ヶ月以内**に事故後の経過及び再発防止への対応・改善策を所定の様式により報告すること。ただし，事故発生後1ヶ月を経過しても事故が完結していない場合は，記入日現在の進捗状況等も記載すること。

※第一報，第二報は**同時に提出しない**こと。それぞれの期限内の状態及び経過等を報告すること。

3 報告に対する市の対応

市が必要と判断した場合は，事業者への調査及び指導を行うとともに，入居者等に対して事実確認等を行う。

4 担当課

老人ホーム等の種別ごとの担当課は次のとおりとする。

養護老人ホーム

倉敷市保健福祉局社会福祉部福祉援護課（本庁1階）

住 所 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

電 話 086-426-3321

F A X 086-422-3389

軽費老人ホーム及び有料老人ホーム

倉敷市保健福祉局健康福祉部健康長寿課（本庁1階）

住 所 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

電 話 086-426-3315

F A X 086-422-2016

サービス付き高齢者向け住宅

倉敷市建設局建築部住宅課（本庁6階）

住 所 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

電 話 086-426-3531

F A X 086-427-3536